

旅行者等*向け 補助金制度

*旅行者等とは、国際会議等を主催する主催者とは別の組織又は企業であり、国際会議等を主催する組織等から開催地の選定を委任されている、若しくはこれに準ずる国際会議等の開催地の決定に係る権限(提案権も含む。)を有している旅行者及び会議運営事業者。

国際会議等誘致支援事業補助金

平成30年
4月より実施!

■国際会議とは?

学術、文化、技術等の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術、文化、技術等の研究の発表又は討論のための国際的な会議、スポーツ大会等をいう。

交付対象

旅行者等(会議運営事業者を含む)

誘致の対象となる国際会議

- 1 高松市又は近隣町(三木町、綾川町、直島町)で開催されるもの。
- 2 全体参加者のうち、外国人参加者数の占める割合が20%以上のもの。
- 3 県外・海外参加者の延べ宿泊数が50泊以上のもの。(高松市および近隣町泊)



最大
100万円の
補助金

※下記のいずれかに該当する場合、対象となりません。

- ① 宗教および政治的活動を目的とするもの。
- ② 不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの。
- ③ その他、理事長が不適当と認めるもの。

交付金額

100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 300人未満	300人以上
10万円	20万円	50万円	100万円

香川への アクセス



お問合せ先

(公財)高松観光コンベンション・ビューロー コンベンション推進部
【受付時間】平日9:00~17:00 【E-mail】convention@takamatsu.or.jp

TEL : 087-822-7060



かがわ国際会議場



瀬戸内海



栗林公園



草間彌生「赤かぼちゃ」2006年 直島・宮浦港緑地
写真/青地 大輔

補助金申請の流れについて

※3回に分けて書類の提出が必要です。

① 「認定申請書」の提出

クライアントへの
企画書提出の前日まで

当財団コンベンション推進部にEメールまたは
電話でご連絡ください。(御社名・ご担当者名・電話番号・Eメール)
convention@takamatsu.or.jp または
TEL:087-822-7060 (平日9:00~17:00)

当財団から「認定申請書」(様式)をEメール添付で送信

御社から申請書ご記入後Eメール添付で
企画書提出の前日までに提出

当財団から後日、「認定通知書」を郵送。**【エントリー完了】**
同時に「補助金申請書」「実績報告書」様式を
Eメール添付でお渡しします。

② 補助金申請 開催2週間前までに郵送(メール不可)

1. 補助金交付申請書
2. 大会要項等(国際会議等の内容が分かる日程表又は案内書類など)
3. 国別・都道府県別参加者数(予定)一覧表
4. 主催者と申請者により交わされた契約書等の写し
5. 旅行業法に基づく旅行業資格を有する事業者もしくは
コンベンションの企画・運営を行うことを定める事業者で
あることを証する定款、事業案内等

国際会議開催

③ 補助金実績報告 開催後20日以内に郵送(メール不可)

1. 補助事業実績報告書
2. 国別・都道府県別参加者数一覧表
3. 開催されたことを証する書類(抄録集等)
4. 請求書

補助金交付 (実績報告終了後の翌月までに振込)

国際コンベンション主催者向け補助金制度もご用意しております。

500万円限度(海外・県外参加者の延べ宿泊数×2,000円)

この内容は、HPでご確認いただけます ▶ <http://www.takamatsu.or.jp/> (詳細条件とご提出書類を掲載しています。)

お問合せ先

(公財)高松観光コンベンション・ビューロー コンベンション推進部
【受付時間】平日9:00~17:00 【E-mail】convention@takamatsu.or.jp

TEL : 087-822-7060